

令和元年10月1日から

令和8年10月から
無償化限度額が
改定されました。

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、 認定こども園などの利用が無償化されます。

※ 0歳から2歳までの子どもは住民税非課税世帯が無償化の対象になります。

幼児教育・保育の無償化の主な例



3歳～5歳

保育の必要性
の認定事由に
該当する子ども

※ 保育の必要性の認定は
4ページをご覧ください。

- ・共働き家庭
- ・ひとり親で
働いている家庭
など

利用

幼稚園、
保育所、認定こども園、
就学前の障がい児の発達支援

無償

(幼稚園は月額
28,000円まで)

利用

幼稚園の預かり保育

幼稚園の利用に加え、
月額12,300円まで
無償

利用

認可外保育施設、
一時預かり事業など

月額40,300円まで**無償**

複数利用

幼稚園、保育所、
認定こども園



就学前障がい児
の発達支援

ともに無償

(幼稚園は月額
28,000円まで)



3歳～5歳

上記以外

- ・専業主婦(夫)
家庭 など

利用

幼稚園、
認定こども園、
就学前の障がい児の発達支援

無償

(幼稚園は月額
28,000円まで)

複数利用

幼稚園、
認定こども園



就学前障がい児
の発達支援

ともに無償

(幼稚園は月額
28,000円まで)

※ 0歳から2歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯の子どもについては、上記と同様に無償化の対象となります。

なお、認可外保育施設等を利用する場合は、無償化の上限額は月額45,700円までです。

藤枝市

◎満3歳を含めて3歳から5歳までの すべての子どもたちの利用が**無償化**されます。

保育料の支払が不要となります。

月額28,000円まで無償となります。(入園料も含む)

※実費負担分(通園送迎費、食材料費、行事費等)などは対象となりません。

◎「保育の必要性」がある場合には 預かり保育の利用も**無償化**されます。

保育の必要性については、市町村の認定が必要です。

※保育の必要性の認定は4ページをご覧ください。

◎年収360万円未満相当世帯と 小学校3年生の子どもから数えて第3子以降に ついては、副食費の**助成**が受けられます。

(認定こども園1号認定者含む)

給食費のうち副食分※については、月額5,100円まで助成されます。

※副食は、主食(お米、麺、パン等)以外の全てが対象(おやつ含む)。

※主食分については、引き続き利用者の負担となります。

幼稚園及び認定こども園(1号認定)の預かり保育

○無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

○預かり保育の利用日数×490円を上限として、3歳から5歳までは月額12,300円まで、満3歳で住民税非課税世帯は月額17,700円まで**無償**となります。



●利用者は、これまでと同様に幼稚園等に預かり利用料を支払っていただき、利用実績の申請をすることで、利用料のうち無償化となる分を市からお返しします。

保育所、認定こども園等

○保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子ども

の利用が無償化されます。

- 保育料の支払が不要となります。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注)幼稚園及び認定こども園の1号認定は、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化されます。

- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと小学校就学前の子どもから数えて第3子以降については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます(保育所、認定こども園2号認定者)。

○0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯が無償化されます。

※実費負担分などは対象となりません。

【対象となる施設・事業】

保育所、認定こども園
小規模保育、事業所内保育
家庭的保育、居宅訪問型保育
企業主導型保育事業
(標準的な利用料)

※各利用施設へ直接お支払いいただいている「延長保育料」は無償化の対象ではありませんのでご注意ください。



3～5歳児(2号認定)の給食費

- 保育所の給食の材料にかかる費用(給食費)については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する場合も同様にその費用を負担することが原則となり、無償化後も保護者の皆様に負担していただくこととなります。



これまで

保育料

副食費
(給食で提供)

主食費
(給食で提供又は持参)

保護者負担

無償化後(令和元年10月以降)

無償化

保育料
(副食費を除く)
が無償化されます。

副食費
(給食で提供)

主食費
(給食で提供又は持参)

保護者負担

給食費
(副食費・主食費を含む)
は、引き続き保護者の皆様のご負担となります。

認可外保育施設等

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
- 3歳から5歳までの子どもは月額 40,300 円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額 45,700 円まで無償**となります。

【対象となる施設・事業】

認可外保育施設

一時預かり事業

病児保育事業

ファミリー・サポート・センター事業

※2つ以上の施設・事業の利用も可

- 就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもについても、3歳から5歳までの利用が無償化**されます。

保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定を受けられるのは、保護者のいずれもが下表の「保育を必要とする事由」の①～⑧に該当する場合です。



保育を必要とする事由	保護者の状況	認定期間
①就労	月64時間以上の就労（フルタイムのほかパートタイムや居宅内労働をしている場合を含む）	就労が継続している期間（育児休業中は除く）
②妊娠・出産	母親が出産間近な状態、又は、出産後間がない状態	産前2か月・出産当月・出産後3か月の合計6か月以内
③疾病・障がい	保護者が疾病で入通院している場合や障がいのある場合	疾病等が回復するまで
④介護・看護	同居又は長期入院等している親族の介護・看護が常時必要である場合	介護・看護の必要がなくなるまで
⑤災害復旧	地震、火災、風水害等の災害復旧にあたっている場合	復旧が終了するまで
⑥求職活動	就労する意思があり、求職活動や起業準備に専念している場合	90日を経過した日まで
⑦就学・職業訓練	保護者が大学等に在学している場合や職業能力開発施設等で職業訓練を受けている場合	在学・訓練期間中
⑧虐待・DV防止	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間

【お問い合わせ】藤枝市健康福祉部こども未来応援局こども課

〒426-8722 藤枝市岡出山一丁目11番1号
 TEL:054-643-3325(直通) FAX:054-643-3260
 E-mail:jido@city.fujieda.shizuoka.jp